

大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第2回）
議事要旨

日時：平成18年6月16日(金)10:00～12:00

場所：大阪赤十字会館3階 302会議室

1 開会

2 議事

(1) 化学物質及び揮発性有機化合物対策の素案について

化学物質対策のあり方(素案)について

- ・規制物質の見直しについて、資料1-1に基づき事務局より説明
- ・主な質疑等

(池田委員) T1ランク物質で測定方法が確立されていないものは管理物質に選定したということだが、基本的な考え方として、発がん性が確認されているのに測定できないという物質はそもそも利用すべきではないのではないか。

(事務局) 発がん性物質については閾値が認められないことから、濃度規制ではなく設備構造基準を設定し可能な限り排出を抑制するという考え方にしている。ご指摘のとおり極力使用しない、あるいは代替物質への変更ということも対策のひとつにはなる。事業者が自主的に削減する取り組みの中でそうしたことも検討されるような仕組みづくりの構築が、我々の役割と考えている。

(池田委員) そうした物質については、国のほうでは測定手法が未確立ということでずっと規制してきていない、という理解でよいのか。

(事務局) 国の大気汚染防止法やダイオキシン法は基本的に濃度規制の対応であり、これまで規制の対象にはなっていない。

(内山部会長) 測定手法が確立していないというのは、微量濃度では困難という意味ではないのか。少なくとも許容濃度が決まっているため、労働環境レベルでの測定はできたはずだが、どのような意味で確立されていなかったのか。

(事務局) 測定手法が未確立というのは、平成5年度の条例制定当時には、排出ガス中の濃度測定について、技術的に確立されている公定法がなかったということである。なお、その後環境情報センター等で検討・検証が進められ、測定手法としては確立されている。

(尾崎委員) 資料1-1p.2にはアクリルアミド等11物質については、国のリスク評価結果を待つということだが、リスク評価はいろんなかたちでなされている。どういう状況になれば、評価が定まったとして規制の見直しをすることになるのか。

(事務局) 規制の見直しに当たっては先生方に改めて相談させていただくことになると思うが、基本的には初期リスク評価にあたる段階では不十分で、例えば(独)産業技術総合研究所でおこなわれている詳細リスク評価のようなレベルで結果がそろった段階と考えている。

(内山部会長) 規制物質の見直しについては、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員) (異議なし)

(内山部会長)エチレンオキシドの規制物質への追加の手続きはどのようになるのか。

(事務局) エチレンオキシドを管理物質から条例の規制物質に組み入れるには、条例の施行規則を改正して物質を指定するとともに、規制の対象となる届出施設と、規制基準についても定める必要があり、これらについて、審議会より答申をいただくことになる。そのため、現在の届出施設や設備構造基準でエチレンオキシドについて十分であるかどうかについて、府域における排出実態を調査したうえ、事務局案を本部会に提示していく予定である。

(内山部会長)資料 1-1 にある管理指針に基づく H13-16 のエチレンオキシド使用・製造量をみるとほぼ横ばい傾向である。PRTR と異なり積極的な公表を行っていないため、事業者の意識が向かないのかもしれない。

(吉川委員)エチレンオキシドがどのような場所でどのような用途に使われているのかが分からないので、府民に分かりやすいよう配慮いただきたい。

(事務局) 今後、届出施設、規制基準の検討のために排出実態を調べていく予定なので、結果を本部会に報告する。

・化学物質適正管理のための新しい制度の体系案について、資料 1-2、1-3、1-4、1-5 に基づき事務局より説明

・主な質疑等

(臼倉委員)指針と条例の位置づけをもう一度説明いただきたい。指針の内容がそのまま条例の規則になるのか？

(事務局) 届出、報告の義務づけは条例で定め、規則において様式類を示し、指針において管理計画書に記載すべき事項について詳細に示すという形を考えている。

(臼倉委員)条例と指針の位置づけは他府県も同様なのか。

(事務局) 同様の形態である。

(池田委員)資料 1-5 に移動量の届出とあるが、どこからどこへの移動であるかということも、報告内容に含まれるのか。

(事務局) PRTR法では移動量の届出は廃棄物、下水道への移動のみとなっており、移動先がどこの場所かということまでは入っていない。現時点では考えていない。

(吉川委員)資料 1-5 に「届出義務違反に対しては、過料等の罰則の適用を検討するが、届出された内容の是非を判断し、是正させる権限を行政に与えるものではない」とあるが、これはどういう意味か。届出義務違反は問うが、それがどんな内容であってもそれ以上立ち入らないということか。

(事務局) 指針で定めた届出内容を満たしていなければ指摘するが、目標の設定内容そのものについては自主的取組であるので、行政としてそこまで関与しない。ただ、目標の設定について、できる範囲で行政として助言することはありえる。

(尾崎委員)資料 1-5p.2 に事故時の報告とあり、p.3 に緊急事態対処ともあるが、違いは何か。

(事務局) 事故時の報告とは、自然災害やヒューマンエラーにより化学物質が環境中に排出された場合に、速やかに通報するとともに、応急措置の内容等について事後に報告していただくということ。それとは別に、そうした緊急事態への対処ということで、あらかじめ対処計画書を作成していただく、あるいは未然防止策を検討

いただくことが の内容。

- (尾崎委員) 自然災害や事故時等には当然通報があるはずで、それと本指針で求めているものとは同じなのか、それとも別なのか。
- (事務局) 自然災害や事故の原因にかかわらず、化学物質の漏洩等があった場合は事故とみなし、必要な報告を求めることになる。
- (吉川委員) 届出対象には裾切りがあるが、対象以外の小規模事業者のコンプライアンスをどのようなかたちで担保するのか。裾切り以下のところは本指針には関係ないということになってしまうのか。
- (事務局) 裾切りは企業の負担や行政効率の観点から、現状の指針や PRTR 制度でも採用されているが、指針に留意し適正な管理を行うこと自体は化学物質を取り扱うすべての事業者の責務としている。裾切り以下の小規模事業者についても必要に応じ立ち入り等を行い、指針の周知を図っていきたい。
- (内山部会長) 裾切りや取扱量については次回の議論になるのか。
- (事務局) 本日の先生方のご意見や次回の関係者ヒアリング等を踏まえ、第 4 回の部会でももう少し具体的な案を事務局から提案したいと考えている。
- (臼倉委員) 資料 1-3 対象化学物質リストについて、p.1 の選定の考え方は PRTR 法と同様としているが、一方で大阪府独自に PRTR 対象外の 38 物質を追加している。このつながりが説明不足ではないか。
- (事務局) 府管理物質の指定の考え方は PRTR 法とほぼ同じ。PRTR 法は急性毒性のみの物質は対象外としているが、大阪府は人口密集地域が多く化学物質が居住地域のすぐ近くにあるため、急性毒性物質についても対象に含めている。
- (事務局) 例えば、塩化水素、硫酸、アンモニア等は府管理物質には含まれるが PRTR 法では対象外となっている。中央環境審議会では、これらの物質は毒性をもっているものの急性毒性が主であり、事故等の大量漏洩時には問題になっても、通常的环境濃度レベルであれば問題がないため、PRTR 法の対象からは除外したと聞いている。一方、大阪府では事故等緊急時の対応を重視するとともに、慢性・急性毒性を含む一般的な毒性の観点から物質を選定しているので、大阪府として独自の対応が必要と考えている。
- (臼倉委員) 府では PRTR 法対象物質に加えて、府独自の追加物質についても移動量・排出量の報告を求めようとしているが、今の説明だと府独自物質についてもそれらを求める説明としては不十分ではないか。PRTR 法対象物質で追加して求める製造量、使用量のレベルの報告だけではいけないのか。そういうところが整理されないと、事業者としては届出が重複しているという印象がぬぐえない。
- (事務局) 具体的な届出内容については、ただいまのご意見を検討したうえで、第 4 回部会で改めて提示させていただく。ただ、あまり複雑な制度にしまうと、かえって事業者が混乱するのではないかという考えもある。
- (臼倉委員) 事故時には毒物、危険物等さまざまな法により通報、報告を行う義務が、すでに事業者には課されている。

揮発性有機化合物対策のあり方(素案)について
・資料 2 に基づき事務局より説明

・主な質疑等

(池田委員)この資料のグラフではオキシダント高濃度の持続時間が分からない。最高濃度到達時間が遅くなれば注意報等の発令等の時間が短くなるので、効果があったといえるのではないか。p.3の最高濃度グラフだが、これは気象条件によって大きく異なる。データとしてはあまりあてにならないのではないか。VOCからオキシダントへの問題は中間生成物が多いので、なかなか難しい。

(事務局)高濃度の持続時間についてはデータを確認してみる。オキシダントの最高濃度は確かに気象条件によるところが大きいですが、気象条件のばらつきは東京も大阪も同様であり、大まかな傾向としてはいえるのではないかと考えている。中間生成物の観点が必要であることは認識している。

(尾崎委員)p.5の目標についてだが、オキシダントについては発生プロセスが複雑で定量的な目標の設定が困難ということは理解できる。一方で最後にVOC排出量の削減見込みを試算する、とある。どのような関係にあるのか。

(事務局)国はSPM、オキシダントの双方から目標を立てている。これは広域的なシミュレーションの結果であり、大阪府ではそのような検討は技術的に困難である。このため、削減見込み量の試算をして、その経過を見つつ進行管理していくことを考えている。

(内山部会長)「定性的に」とは、光化学オキシダントの注意報レベルを下げる、というのが府の目標ということか。

(事務局)そのような目標設定を考えている。

(内山部会長)目標としては案のとおり定性的なものでかまわないと思うが、先ほど池田委員の意見にあったように、高濃度レベル持続時間や最高濃度といったことも評価指標として考えられるのか。

(池田委員)目標から越えた部分を評価するということだろうが、なかなかSO_x総量規制のように、排出量の削減が直接環境濃度の改善につながるようなものではないため、定性的なものにならざるを得ない。

(事務局)高濃度オキシダントの発生を抑制するということと、そのためにどのくらいVOCの排出を抑制させるのかという説明が、きれいにはついていない。目標としては今回の案とさせていただきたいが、説明部分については、部会の皆様のご意見いただいたうえで、さらに検討してまいりたい。

(2)その他

第3回部会の開催方法(案)について

・資料3について、事務局より説明し了承された。

今後の部会日程について

・第4回部会は8/4(金)午後、第5回部会は9/1(金)午後の開催予定で了承された。

3 閉会

以上